

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……取得原価

取得原価が不明なもの……再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ②無形固定資産……取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得原価が判明しているもの……取得原価

イ 取得原価が不明なもの……再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ①市場価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

##### ②市場価格のないもの

取得原価により計上しています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 7 年～50 年

物品 4 年～15 年

##### ②無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によります。）

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額のうち、それぞれ本会計年度の期間に対応する額を計上しています。

**(5) リース取引の処理方法**

①ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

**(6) 資金収支計算書における資金の範囲**

地方自治法第235条の4に規定する歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。  
なお、上記には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

**(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項**

①物品及びソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

②資本的支出と修繕の区分基準

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すことになると認められる部分については固定資産として計上しています。  
なお、判断が困難なものについては、取得に要した経費が60万円未満であるものを、修繕費として処理しています。

**2 重要な会計方針の変更**

**(1) 表示方法の変更**

「地方債」及び「1年内償還予定地方債」は、「地方債（臨時財政対策債除く）」、「臨時財政対策債」に区分して表示しました。

### 3 追加情報

#### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計

児童発達支援事業特別会計

②出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられており、当該年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

④地方公共団体の財政の健全化にする法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.2 %	10.7%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

0 千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

3, 152 千円

#### (2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲と金額

・ 範囲：次年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

・ 金額：— 千円

②減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

金額：2, 365, 617 千円

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模 3, 397, 269 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 356, 501 千円

将来負担額 6, 171, 427 千円

充当可能基金額 2, 141, 118 千円

特定財源見込額 — 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

3,702,141 千円

### (3) 純資産変動計算書に係る事項

#### ①純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

##### ・固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

##### ・余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

### (4) 資金収支計算書に係る事項

#### ①業務・投資活動収支 31,368 千円

#### ②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	5,144,964 千円	4,961,262 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額等	16,285 千円	24,009 千円
繰越金に伴う差額	139,147 千円	千円
資金収支計算書	5,022,102 千円	4,985,271 千円

※主な差額等は、地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（児童発達支援事業特別会計）の分（純計処理後）が相違します。

#### ③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

##### 資金収支計算書

業務活動収支	631,828 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	109,720 千円
減価償却費	△ 642,822 千円
賞与等引当金繰入額	△ 8,566 千円
退職手当引当金繰入額	△ 14,629 千円
徴収不能引当金繰入額	△ 1,833 千円
未収債権、未払債務等（その他増減額）	△ 172 千円
純資産変動計算書の本年度差額	73,526 千円

#### ④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 200,000 千円

一時借入金に係る利子額 121 千円

⑤重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。